

東松島市新型コロナウイルス感染症対策 「家賃等助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上げ又は利益が減少している市内の事業者に対し、建物又は土地の賃料の一部を助成します。

支給額：1事業者あたり5万円

(対象物件を複数有する場合でも一律5万円)

受付期間：令和2年7月27日(月)から令和2年12月28日(月)まで

1 対象となる事業者

東松島市内で建物又は土地（駐車場等含む）を賃借して事業を行っている事業者（※国の「家賃支援給付金」を申請される方も対象となります。）

2 対象要件

令和2年2月から10月までのいずれか1か月間の売上げ又は利益が前年同月と比較して減少したこと。

※ 創業等により前年同月と比較できない場合は、前年の月平均との比較とします。

3 申請の際に必要な書類

	提出書類	備考
1	申請書兼請求書（様式第1号）	
2	賃貸借契約書等の写し	※ 賃貸借契約は、下記のいずれにも該当することが要件となります。 ① 令和2年3月31日時点で有効な賃貸借契約があること。 ② 申請日時点で有効な賃貸借契約があること。
3	申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類の写し	例) 通帳の写し、振込明細書等
4	前年と今年の売上げ（または利益）が比較できる書類	① 前年の売上げが分かる確定申告書（税務署の受付が確認できるもの） 例) 法人：法人税申告書別表1、法人事業概況説明書（両面） 個人：所得税確定申告書第1表、青色決算申告書、収支内訳書 ② 今年の売上が分かる帳簿、売上台帳等
5	代表者の本人確認書類の写し	例) 運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカード 等
6	振込先口座番号と口座名義がわかる通帳等の写し	
7	提出書類チェックリスト	

4 申請方法

申請書のダウンロード
はこちらから ↓

「郵送」で下記宛先へ提出してください。

※ やむを得ない場合のみ、窓口（東松島市役所鳴瀬庁舎1階リハビリ室）で対応します。

※申請書は、東松島市のホームページからダウンロードしてください。
(市役所商工観光課、東松島市商工会の窓口でも配布しております)



< 申請書提出先 >

〒981-0303 宮城県東松島市小野字新宮前5

東松島市商工観光課「商工振興・企業誘致係」宛

☎0225-82-1111（内線：2182、5151）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）